



【確定給付企業年金】

掛金設定の弾力化措置に係る改正

このニュースは、実施事業所の経営状況が悪化したことにより掛金の引上げが困難である場合等において、その全部又は一部の拠出を猶予することが可能となったことをご案内するものです。掛金設定の弾力化措置を適用されない委託者様はご対応不要です。

2020年12月9日、掛金設定の弾力化措置に係る以下の省令及び関係通知が発出されました。また、先般行われたパブリックコメント手続きの結果についても公示されていますので、併せてご案内いたします。

<省令・通知等>

- ・厚生労働省令第 917 号：確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201210shourei.pdf>
- ・確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201210tsuuchil.pdf>
- ・通知：確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201210tsuuchi2.pdf>
- ・通知：確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について_別紙様式
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201210tsuuchi3.xlsx>
- ・事務連絡：確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等に係る規約例
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201210jimurenaku.pdf>

<パブリックコメント結果の公示>

- ・確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案等に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200259&Mode=1>

1. 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響によって、確定給付企業年金の財政状況や企業の経営状況の悪化が見込まれるため、2008年の金融危機と同様の掛金設定に係る弾力化措置が講じられるものです。

2. 改正の概要

改正概要はパブリックコメント手続き時の内容（[2020年10月21日付 SuMi TRUST 年金ニュース](#)にてご案内）と同様の内容です。（なお、当該措置は財政の健全化を先延ばしするものであることを労使双方で十分に理解した上で適用した旨を規約に定め、規約変更に係る数理書類においても備考欄等に適用した旨を記載することとされています。）

（1）掛金の引上げの猶予（施行規則附則第14条第1項 関連）

次の①～③のいずれにも該当する場合には、掛金の適用開始日から最大1年間、掛金引上げの全部又は一部を実施しないことができます。

- ① 掛金の適用開始日が2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までの間
- ② 財政再計算後の掛金の額が財政計算前の掛金の額を上回る
- ③ 実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる

<留意事項>

- 定例再計算、継続基準抵触に伴う財政再計算、制度変更による財政計算等が対象です。
- 猶予期間終了後の標準掛金額は、新たに財政再計算を行った場合の標準掛金額又は直近の財政再計算において計算した標準掛金額のいずれかの額とする必要があります。

<規約変更の手続き>

- 届出事項（規約型：施行規則第7条第1項第5号、基金型：施行規則第15条第3号に該当）。但し、リスク対応掛金を変更する場合にあつては申請事項。
- 当該措置は財政の健全化を先延ばしにするものであることを労使双方で十分に理解した上で、「施行規則附則第14条第1項を適用した」旨を規約に定める必要があります。
- 規約変更に係る書類に加えて、上記通知の別紙様式に基づく書類の提出が必要になります。

（2）非継続基準抵触時の特例掛金の拠出の猶予（施行規則附則第15条第1項 関連）

次の①、②に該当する場合には、非継続基準抵触に伴う特例掛金の追加拠出の全部又は一部を実施しないことができます。

- ① 特例掛金を拠出する事業年度の初日が2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までの間
- ② 実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる

<留意事項>

- 回復計画による方法で特例掛金を算定する場合には猶予の対象外となります。

<規約変更の手続き>

- 届出事項（規約型：施行規則第7条第1項第5号、基金型：施行規則第15条第3号に該当）。
- 当該措置は財政の健全化を先延ばしにするものであることを労使双方で十分に理解した上で、「施行規則附則第15条第1項を適用した」旨を規約に定める必要があります。
- 規約変更に係る書類に加えて、上記通知の別紙様式に基づく書類の提出が必要になります。

(3) 過去勤務債務の額の特例（下方回廊方式の適用）（施行規則附則第16条第1項 関連）

2020(令和2)年3月31日から2022(令和4)年3月31日までの間の日を計算基準日として、継続基準抵触に伴う財政再計算を行う場合には、経営状況の悪化の有無に関わらず、過去勤務債務の額（解消すべき不足金）から許容繰越不足金の全部又は一部を控除することができます。

<規約変更の手続き>

- 届出事項（規約型：施行規則第7条第1項第5号、基金型：施行規則第15条第3号に該当）。
- 当該措置は財政の健全化を先延ばしにするものであることを労使双方で十分に理解した上で、「施行規則附則第16条第1項を適用した」旨を規約に定める必要があります。
- 規約変更に係る書類に加えて、上記通知の別紙様式に基づく書類の提出が必要になります。

(注) 弊社総幹事のお客様におかれまして、弾力化措置を適用する変更が必要な場合は、弊社営業担当者宛てご連絡ください。

3. 改正の施行期日

2020年12月9日（公布日）

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 【電話番号】03-5404-3066